

新教セ収第983号  
令和8年3月31日

新座市監査委員 松本四郎 様  
新座市監査委員 野中弥生 様

新座市教育委員会教育長 金子 廣志

新座市職員措置請求書に基づく監査結果の勧告に基づき講じた措置について

令和8年1月8日付け新監発第181号により勧告のあった標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じたので通知いたします。

記

## 1 勧告内容

- (1) 新座市いじめ防止対策審議会の報酬額について、今後も特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表に定める報酬額を超えて支給することとしたい場合は、同条例を改正する等により、違法性を是正するための必要な措置を講じること。
- (2) 措置が講じられるまでの期間は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表に定める報酬額を支給すること。ただし、委員の任用に当たっては倍額支給すると説明していること及び委員から提供される役務に対する対価の支払であるという点を考慮し、例えば(1)の措置において遡及適用の可否を検討するなど、可能な限り委員に不利益が生じないよう配慮されたい。

## 2 講じた措置

- (1) 適正な報酬額の支給となるよう特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の事務手続を令和8年第1回新座市議会に提案するよう令和8年1月15日付けで新座市長に依頼し、令和8年3月25日付けで議決され、同日付けで施行された。
- (2) 措置が講じられるまでの期間である令和7年12月22日及び令和8年1月15日分の委員報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表に定める報酬額を支給した。

改正条例の適用が令和7年4月1日からとなったため、近日中に令和7年12月22日及び令和8年1月15日分の残額を遡及して支給する予定である。

- (3) 担当者及び決裁権者の知識不足が要因のため、新任の指導主事は初任者研修を活用し、法制執務、人事管理、財務について学ぶ機会を設けることとした。

また、教育委員会事務局で文書事務、法制執務を担う教育総務課と連絡・相談など日常的に連携し、組織内部統制機能の強化を図る。

担当

学校教育部 教育相談センター  
坂根、相場